

2020年8月12日

すべての若者があたりまえに社会の中で生活できる政策制度の拡充をお願いします！

呼びかけ人	社会福祉士・精神保健福祉士	佐藤 真紀
	社会福祉士・精神保健福祉士・弁護士	安井 飛鳥
賛同人(50音順)	大谷大学専任講師	岡部 茜
	公益財団法人あすのば代表理事	小河 光治
	立命館大学産業社会学部教授	柏木 智子
	コミュニティ・スペース sacula 代表・社会福祉士	木村 友香理
	日本大学文理学部教授	末富 芳
	一般社団法人 Atlas 代表理事	日野 貴博
	社会福祉法人白十字会林間学校あすなろサポートステーション 所長	福本 啓介
	NPO 法人わか 共同代表	振角 大祐
	NPO 法人 Social Change Agency 代表理事/社会福祉士	横山 北斗

1 はじめに

私達は、滋賀、岐阜、京都、千葉、神奈川、東京等を主な拠点として子ども・若者支援に関わっています。私達は各地で様々な若者（主に18歳～39歳程度の年齢を想定）に出会いますが、その中には、家族や公的制度による後ろ盾もないまま若くして一人で生活を送ることになり様々な困難に直面する若者が少なくありません。

こうした若者の支援に関して2009年に子ども・若者育成支援推進法が制定され、同法に基づいた制度や施策が実施されています。しかしながらこれらの法制度は若者の多様なニーズのすべてに対応できているとは言い難い現状にあります。

私達が出会う若者の中で特に課題と感ずるのは、生活基盤の脆弱性、精神的なトラウマ症状、性の問題、そしてその世代間連鎖等により基本的な生活を営んでいくこと自体に何らかの困難を抱えている若者の支援です。こうした若者達の困難は現行法だけではケアしきれていない虐待経験や家庭での経済的、文化的経験等の困窮経験だけでなく、前提としての家庭的な環境での保育、養育経験がないなどの『育ちの保障』が不十分であったことに起因していると考えています。

私達が出会う若者たちの中には、そうした『育ちの保障』の必要性が高かったにも関わらず、公的な支援の機会すらなかった人たちがいます。実際には児童養護施設等に措置された経験のある若者達と同様に、虐待や貧困等の困難にさらされ続けていたのに、そうした保護や支援を受ける前に18歳を迎えた若者達と私たちは日々向き合っています。その他にも、健常者向けの支援にも障害者向けの支援にもはまらない知的境界域の若者、若くして心身の病を抱え長期の社会的入院生活を余儀なくされてきた若者、少年鑑別所や少年院等の少年司法手続を経た若者、その他未だ社会的な理解に至っていない名前のない生きづらさを抱えた若者達。そのいずれも、本来であれば公的な『育ちの保障』がなされるべきであった人たちです。こうした若者達は児童養護施設等の出身ではないという理由から下記の児童養護施設等出身者向けの支援制度も利用できないことがあります。また、児童養護施設等の出身者においても、支援を受けることができている者とそうでない者との階層、格差が生じており、施設出身者であるからといって必ずしも手厚い支援が得られているわけではありません。

児童期の『育ちの保障』は児童の権利に関する条約においても掲げられている国家の基本的責務であり、児童期の内に十分な『育ちの保障』の機会が得られなかった若者に関しては、18歳以降も社会的に生活できるようになるまでの間は何らかの公的保障がなされるべきではないでしょうか。私達は、すべての若者が社会の中で生活できる保障を実現していくために、現場で日々困難を抱える若者達と関わる支援者と共に国に声を届けていきたいと考えています。

2 子ども・若者が置かれる社会的立ち位置

(1) 児童福祉法上の支援制度の現況

児童福祉法では18歳未満の未成年者を「児童」として定め、児童期の『育ちの保障』の中核機能を担っています。近年、児童福祉法や児童虐待防止法等の法改正が重ねられ制度の拡充がなされました。しかし、これらの法改正は主に虐待等の困難な状況にある児童の保護を中心としたものであり、保護された後の児童のケアや育ち直しのための支援、あるいは保護にまでは至らなかったが何らかの支援が必要な児童や家庭への支援は不十分であり、すべての児童に対する『育ちの保障』を実現するものには至っていません。

また、より根本的な課題として児童福祉法自体の支援の上限が原則として18歳までとされていることから、多くの児童はケアや育ち直しのための支援の途中で自立を余儀なくされる現状にあります。

18歳以降の児童福祉による継続的な支援に関しては古くから児童養護施設職員等の現場の支援者や施設出身者等による自主的な取組として行われており、現在に至るまでに様々な法制度の制定・充実化が図られ、現在、各自治体においてアフターケアの拡充に向けた整備が進められています。ですが、これらの支援制度に関する理解や予算措置は各自治体毎にまばらであり、すべての若者に対して『児童期以降の育ちの保障』を実現できるものではありません。

(2) 児童福祉法以外の支援制度の現況

18歳以降の若者の公的支援に関して児童福祉法以外に利用可能な法制度としては生活困窮者自立支援法や障害者総合支援法、精神保健福祉法等があげられます。しかし、これらの制度は『児童期以降の育ちの保障』を主たる目的としたものではありません。それぞれ生活困窮状態や障害、精神疾患の有無等を要件としていて、これらの要件に収まりきらない若者達の多様なニーズに対応した制度設計にはなっていません。

また、これらの法制度はそれぞれが複雑な制度設計であることに加えて、所管する窓口や手続が異なるため、現場の支援者ですら制度を横断して理解することが容易ではありません。そのため、こうした制度による支援が受けられる可能性があるにも関わらず、制度間の理解がうまくいかず、公的支援からこぼれる若者達が後を立たないのが現況です。

3 公的支援制度利用の障壁

そのように、『育ちの保障』が十分でない若者にとっては公的支援制度の利用を申請すること自体に多大な障壁が存在します。

COVID19の混乱の中、生活困窮者向けに公的な給付や貸付金制度の拡充、公租公課、公共料金等の免除の施策がなされました。ですが若者達にとってはこうした制度の情報自体得られない、情報を得ても申請の方法がわからない、申請に必要な書類が集められないといった理由から利用申請自体が障壁とな

っています。加えて、児童期の困難経験からの不安や他者への不信から自分の窮状を他者へ開示する事自体の心理的障壁も影響します。こうした公的支援制度利用の障壁が続くことで母子保健や子育て支援といった住民の基本的なサービスすら受けられないまま孤立してしまう若者もいます。

憲法 25 条の定める生存権を実質的に保障していくためには、義務教育課程においてこうした公的支援制度の存在や仕組み、困窮した場合には利用する権利があることやそのための技術・経験などを伝えていく必要があるのではないのでしょうか。

4 公的支援からこぼれる若者達への支援の現況

公的支援を受けられない若者は、現在どう生活をしているのでしょうか。例えば東京都では委託事業としてではありますが、10 代の女性向けのラッピングバスが新宿で展開され、若者たちの居場所となっています。その他、全国の民間若者支援団体がシェルターハウスやシェアハウス等といった形態で一時的な生活拠点を提供しています。そうした取組の財政基盤の多くは、民間の寄付や助成かあるいは実施団体の手弁当が多数であり、本来、公の行政が実施すべき若者達の生活の保障を民間の善意で賄っている現状にあります。また、こうした支援は公的支援に代替できるようなものではなく、非常に脆弱であり恒常的に若者の生活を保障できるようなものではないため、単に民間の活動を公が推進、補助すればよいというものではありません。

私たちは下記 4 点を厚生労働大臣、文部科学大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣に要望していきたいと考えています。

- 1 児童期の育ちの保障の拡充及び児童期に十分な『育ちの保障』がなされなかったすべての若者たちがそれぞれのニーズにあった形での公的支援をすべての都道府県で受けられるような仕組みを検討していくこと（子ども・若者育成支援推進法の改正を含む）
- 2 既存の児童福祉法や生活困窮者自立支援法、障害者総合支援法等の若者が利用しうる各法制度に関して若者のニーズに応じた形での対象年齢の緩和、部局を横断した相談支援体制の構築、利用障壁の除去に向けた検討
- 3 上記 1、2 に掲げる仕組み、施策が実現するまでの間、シェルターハウス等の民間団体への支援を公的責任として拡充すること
- 4 義務教育期間中の学校において公的支援制度の存在や仕組み・利用方法を児童生徒が学ぶ機会を設けること

私達が出会った若者達は現に社会生活自体に困難を抱えている若者達の中の一部であり、現実にはよりたくさんの若者達が様々な要因により公的支援からこぼれているでしょう。日々そうした若者達と出会い関わっている現場の支援者の方々に是非とも一緒に声をあげていただきたいです。

今回、このアクションの賛同人を募集するとともに、みなさんの声を文部科学大臣、厚生労働大臣、法務大臣、内閣府特命担当大臣へと届けたいと思います。

事務取扱担当

社会福祉士・精神保健福祉士 佐藤 真紀(東京都板橋区) info@19hz.org 090-5031-6020